

(別紙)

定期監査の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
財政部	契約検査 課	R-2	指摘事 項	令和元年度盛岡広域市町競争入札参加資格申請事 務の共同実施に係る負担金算定に当たり、一部市町へ の請求金額に誤りがある事例が見られたので、適正な事 務の執行を求める。	措置済	原因は、負担金算定結果の確認不足によるものであ る。 請求金額に誤りがあった一部市町に対しては、誤りの 内容を連絡した上で、適正な金額での負担を依頼して おり、2月中旬に納入される予定である。 今後は、二通りの計算方法を用いて負担金額を算定 し、複数人で確認することで、再発防止に努める。
財政部	市民税課	R-2	指摘事 項	軽自動車税の減免に当たり、公益減免の申請書に申 請車両とは異なる車両の自動車検査証の写しが添付さ れている事例が見られた。前回の定期監査においても 減免申請書の添付書類に不備がある事例が見られ指摘 したものであることから、適正な事務の執行を求める。	措置済	前回の定期監査の指摘を受けて、減免申請の受付 時においては、記載内容及び添付書類の確認につい て細心の注意を払い、不備や不足がある場合は受理し ないこととして徹底してきたが、多年にわたり減免対象 となっていた法人であったことから、添付書類に不足が ないかのみでのチェックとなり、内容確認が不十分とな ったものである。 令和2年度は、新規、継続申請にかかわらず、書類 審査の全項目について複数人によるチェックを実施 し、事務誤りの防止に努めていることから、今後もこの 体制を維持するとともに、当該事務に係るマニュアルを 作成し、適正な事務処理に努める。
財政部	市民税課	R-2	指摘事 項	個人住民税課税資料入力業務委託において、業務委 託仕様書で受注者の提案に対し承認を行うことと定めて いる従事者の教育計画書並びに画像転送に係る具体的 設備及び成果品の授受方法について、承認が行われて いない事例が見られたので、適正な事務の執行を求め る。	措置済	原因は、担当職員が業務委託仕様書の内容を熟知 していなかったこと及び、組織内での確認がなされてい なかったことによるものである。今後は、契約内容を熟知 するとともに、毎年度継続的に行う契約においても、 必ず仕様書の内容が適切かについて、チェックシート を活用した複数人による確認を徹底し、再発防止に努 める。 なお、仕様書の内容を精査した結果、教育計画書並 びに画像転送に係る具体的設備及び成果品の授受方 法について、承認行為までは必要ないと考えられるた め、令和2年度契約の仕様書から承認行為の規定を削 除した。

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
財政部	資産税課	R -2	指摘事 項	令和3年度固定資産(土地)評価替えに係る標準宅地 鑑定評価業務委託に当たり, 身分証明書の取扱いに不 備がある事例が見られたので, 適正な事務の執行を求 める。	措置済	<p>原因は, 契約終了後の身分証明書の取扱いに係る 事務処理の認識不足によるものである。未返却分の身 分証明書については, すでに契約相手方で破棄され ているもの以外は回収した。</p> <p>今後は身分証明書発行時に有効期限終了後速やか に返却するよう相手方に依頼し, 回収した身分証明書 (原本)は供覧する取扱いとすることで再発防止に努め る。</p>

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
市民部	市民協働 推進課	R -2	指摘事 項	認可地縁団体印鑑登録証明書に係る交付手数料の徴収に当たり、盛岡市収入証紙により徴収している事例が見られた。盛岡市収入証紙により徴収することができる手数料として規定されていないものであることから、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、盛岡市手数料条例及び盛岡市認可地縁団体印鑑条例について誤って解釈したまま、徴収事務を行ってきたことによるものである。</p> <p>収入証紙での徴収を取り止め、業務にあたる地域活動係員を新たに会計員として、現金により徴収することとした。</p> <p>今後は、関係規程を周知し理解を深め、適正な事務処理を行い、再発防止に努める。</p>
市民部	市民協働 推進課	R -2	指摘事 項	つなぎ地区活動センター使用料の収入に当たり、令和2年3月31日徴収分の使用料の年度区分を誤って令和2年度の収入としている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、担当者のチェック漏れにより科目更正が未処理となったことによるものである。</p> <p>今後は、関係規程及びマニュアルを周知し理解を深めるとともに、複数職員での確認を徹底し、再発防止に努める。</p>
市民部	市民協働 推進課	R -2	指摘事 項	平成 31 年度仙北地区活動センターエレベーター設備保守点検業務委託において、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。 (1) 外観・機能点検の点検項目のうち、火災時管制運転装置等の点検の実施が確認できない保守点検報告書を受理しているもの (2) 総合点検の保守点検報告書が提出されていないもの	措置済	<p>原因は、業務委託内容の理解不足及び、完了検査の確認不足によるものである。</p> <p>委託業者から提出される保守点検報告書と仕様書の点検項目の表現が異なる部分があったため、業者に依頼して保守点検報告書と仕様書の点検項目について突き合わせができる突合表を新たに作成し、仕様書どおりに点検が実施されたか突合表を用いて担当職員が確認することとする。また、総合点検に係る報告書については、令和2年11月に提出を受けた。</p> <p>今後は複数職員での確認を徹底し、再発防止に努める。</p>

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
市民部	男女共同 参画推進 室	R -2	指摘事 項	もりおか女性センター管理運営業務に係る指定管理者 施設修繕費精算金の収納に当たり、指定管理者からの 返還額に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の 執行を求める。	措置済	<p>原因は、施設修繕費の精算確認に当たり、消費税額が含まれた精算額となっているか十分に確認していなかったことによるものである。</p> <p>返還額の誤りにより生じた不足額については、令和2年12月に指定管理者から返還を受けた。</p> <p>今後は、複数の職員で内容確認を行うことを徹底し、決裁時におけるチェックを確実にを行うよう事務を進めることで再発防止に努める。</p>
市民部	都南総合 支所	R -2	指摘事 項	行政財産使用許可に伴う使用料等の徴収に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。 (1) 行政財産使用料の算定において共済基金分担金相当額が算入されていないもの (2) 電気使用料の実費相当額の算定において複数の使用者への按分方法に誤りがあるもの	措置済	<p>(1) 原因は、共済基金分担金の徴収が必要であることについての認識が不足していたことによるものである。平成15年度の許可当初から令和元年度まで基本使用額のみを徴収し、共済基金分担金を徴収しておらず、前任から引き継がれたとおり事務を行っていた。</p> <p>令和2年度分からは、管財課の指摘により共済基金分担金を算入の上行政財産使用料を徴収している。また、庁舎管理事務に関わる各職員に対して、行政財産使用料条例について改めて確認するよう指導した。</p> <p>今後は、条例等根拠について決裁経由者においてもチェックを行い適正な行政財産使用料の徴収について指導するとともに、算定内容について複数人で確認を行い再発防止に努める。</p> <p>(2) 原因は、前任者からの引き継ぎがなかったため都南分庁舎別館の電気子メーターについて認識しておらず、従量分について按分をしてなかったことによるものである。</p> <p>令和2年11月分から、電気子メーターを測定し適正な按分を行っている。また、庁舎管理事務に関わる各職員に対して、電気使用料の算定手順について改めて確認するよう指導した。</p> <p>今後は、適正な電気使用料の実費相当額の算定について指導するとともに、算定内容について複数人で確認を行い再発防止に努める。</p>

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
市民部	都南総合 支所	R-2	指摘事 項	平成 31 年度盛岡市都南分庁舎エレベーター設備保守点検業務委託において、外観・機能点検の点検項目のうち、地震時管制運転装置等の点検の実施が確認できない報告書を受理している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、点検仕様書において3カ月に1回点検することとなっている地震時管制運転装置の点検項目についての認識が不足していたことによるものである。</p> <p>点検報告書において実施が確認できない項目について委託業者に確認した結果、点検仕様書のとおり点検を実施しており、点検報告書に誤りがあった旨の文書が令和2年10月に提出された。また、庁舎管理事務に関わる各職員に対して、エレベーター設備保守点検業務委託契約の点検仕様書の内容について改めて確認するよう指導した。</p> <p>今後は、点検仕様書に沿った点検の実施及び点検報告書について複数人で確認することとし、再発防止に努める。</p>
市民部	都南総合 支所	R-2	指摘事 項	<p>平成 31 年度盛岡市都南分庁舎空調設備保守点検業務委託において、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。</p> <p>(1) 点検設備の一部について保守点検報告書が提出されていないもの</p> <p>(2) 点検設備の一部について仕様書に誤りがあるもの</p>	措置済	<p>(1) 原因は、保守点検報告書の確認不足によるものである。</p> <p>未提出であった空調機1台に係る保守点検報告書については、委託業者から令和2年11月に提出された。また、庁舎管理事務に関わる各職員に対して、保守点検報告書の内容確認を徹底するよう指導した。</p> <p>今後は、仕様書に沿った点検報告書であるか、複数人で確認することとし再発防止に努める。</p> <p>(2) 原因は、平成28年度の設備の一部変更について仕様書が変更されていなかったことに、庁舎管理事務に関わる職員が気がつかなかったことによるものである。</p> <p>点検報告書は正しい設備名で提出されており、仕様書を正しい設備名に修正した。</p> <p>また、庁舎管理事務に関わる各職員に対して、仕様書の内容確認を徹底するよう指導した。</p> <p>今後は、仕様書の内容を複数人で確認することとし再発防止に努める。</p>

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
環境部	環境企画課	R-2	指摘事 項	平成31年度川目飲料水供給施設保守点検業務委託及び平成31年度一本松飲料水供給施設保守点検業務委託において、受注者の健康診断(検便)の実施が遅延している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、担当者の健康診断実施義務についての認識不足によるものである。</p> <p>令和2年度の業務委託において、第1回目の健康診断を9月16日に実施したことを10月17日に確認したほか、令和3年3月の第2回目の実施についても、第1回目の実施確認の際に遺漏なく実施するよう指示しており、2月に再確認を行うこととする。</p> <p>今後は、委託仕様に基づく健康診断実施を含めた業務の履行、報告書の提出については、チェック表を用い、担当者及び担当係長により確認を行うこととして再発防止に努める。</p>
環境部	廃棄物対策課	R-2	指摘事 項	PCB使用安定器の保有に関する調査業務委託の執行に当たり、委任状に明記されていない復代理人の選任が行われている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、業務委託の入札執行における認識不足によるものである。</p> <p>本来提出すべきであった委任状(様式第4号)と今回提出された誤った委任状(通常様式)との違いを職員間で再確認し、情報を共有した。</p> <p>今後、同様のケースで復代理人が選任された場合は、誤った委任状が提出されないよう確認を強化し、業務委託の適正な入札執行に向けて、再発防止に努める。</p> <p>なお、誤った委任状を提出した業者に対しては、今回と同様のケースが生じる場合は、正しい委任状を提出するよう指導した。</p>

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
商工労働 部	ものづくり 推進課	R-2	指摘事 項	行政財産使用料の債権管理に当たり、納期限まで納付しない者に対し、督促状を発付していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、地方自治法第二百三十一条の三第一項(以下「法」という。)に基づく督促状の発付について認識が不足しており、また、例年電話での督促で年度内に納付されてきたことから、特に注意を払うことなく督促状の発付をしてこなかったものである。</p> <p>令和2年度は、指摘に応じ督促状の発付手続きを進めていたが、直前に納付されたことから督促状は発付しなかった。</p> <p>令和3年度以降は、法に基づく督促状の発付を適正に行うよう職員全員に徹底して、再発の防止に努める。</p>